

埼玉県知事
大野 元裕 様
保健医療部長
表 久仁和 様
国保医療課長
大熊 誉隆 様

埼玉県保険医協会
理事長山崎利彦

健康保険証廃止に関する情報、「資格確認書」情報の周知が不足しています 県民への周知と保険者として自治体に周知徹底をしてください

貴職の県民医療向上に関する日夜のご尽力に敬意を表します。

さて、マイナ保険証の推奨と12月2日保険証の新規発行が停止することを周知するテレビCMが流されている他、マイナ保険証提示の周知などが一部の医療機関や薬局などで行われています。しかし、これらの周知や説明は極めて偏ったものになっています。CMでは、保険証が12月2日から発行されないこと、マイナ保険証を利用すれば「もしもの時にいいこと」として救急搬送時や旅行時に携行していれば、詳しい医療情報が病院で利用されるために「質の高い医療」が受けられると紹介されていますがこれらは視聴者に誤解を与えるものです。

また、今年の12月以降に順次、健康保険証が廃止された後に、マイナ保険証を所持していない場合には「資格確認書」が自動発行される予定であることを知らせていないことは大変問題が大きく、まるで「マイナ保険証」を取得しなくてはいけないかのような周知に映っています。一方、マイナ保険証を所持している場合には「資格情報のお知らせ」が発行され、保険証の廃止後にはマイナ保険証と2枚持ちが課されていることの説明もされていません。

このように偏った説明の条件下では、今後医療機関の窓口において様々なトラブルや混乱が生ずることが懸念され、多くの説明が必要となる可能性が高いといわざるをえません。

患者や被保険者に対する保険証に関する説明は、本来、保険者と管轄する行政が担うべきものです。保険証の廃止期日が目前に迫りながら、現状では説明責任が全うされていません。一方で、政府は医療機関の善意を利用して、マイナ保険証の推奨や保険証廃止をアナウンスすることを求めています。適切な周知方法ではありません。

本会が加盟する社会保障推進協議会が行った自治体へのアンケート調査では、保険証廃止の経過措置後はマイナ保険証でしか受診できないことを周知するのが26自治体、「解除」ができることを知らせる意向を持つのが31自治体です。半数近くが県民に多くの情報提供を試みようとしています。マイナ保険証を所持している場合には、保険証の期限が切れた後にはマイナ保険証でしか受診ができなくなることを周知案内は全くされていません。マイナ保険証が「解除」できることとあわせて、県民にアナウンスを行ってください。埼玉県は国保の保険者という側面もありますので、保険者の立場から国保加入者に対して、市町村国保がアナウンスをするよう周知徹底をしてください。

これらの様々な事態については、保険証の廃止を延期させれば全て解決に至るものです。直近の保険医協会会員調査でも、開業医の圧倒的多数は今年12月の保険証廃止を望んでいません。貴職におかれましては、現状をご賢察のうえ、医療現場や国民皆保険制度の混乱を生じさせないような施策を早急に変更されるよう、下記のとおり要請いたします。

記

- 1、県内自治体の国保に対して、マイナ保険証を持っていない被保険者には「資格確認書」が必ず届けられることを丁寧に案内するよう周知徹底をお願いします。
- 1、県内の63自治体は「資格確認書」の有効期限を1年とする方針のようです。しかし、マイナ保険証の所持の有無によって発行の判断を行う方途では、マイナ保険証を所持していることを失念している場合をはじめ、トラブル発生の懸念があります。今年度、来年度など廃止後の当面においては、資格確認書を全ての被保険者に送達するよう方針を埼玉県として考慮してください。全自治体が被保険者全員に送達するようにしてください。
- 1、マイナ保険証を保有している方のうち、少なくない方が保有手続の際「受診時には健康保険証を利用」を想定していたものと思われます。予期せずにマイナ保険証でしか受診が認められない事態は医療機関の窓口で大きなトラブルとなり得ます。「解除」が10月より可能であることと合わせて、周知をしてください。
- 1、健康保険証を12月に廃止することなく、存続させるよう国に対して上申してください。

以上